

一部事務組合の強制設立について

1 強制設立規定の沿革（2 ページに）

2 公益上必要ある場合

(1) 市制町村制逐条示解（五十嵐鉦三郎他著、昭和 5 年改定 58 版）

「『公益上必要アル場合』トハ如何ナル場合ナルカ是一二府県知事の認定ニ待
タサルヘカラス」

(2) 逐条市町村制提義（入江俊郎、古井喜實、昭和 13 年）

「「公益」とは、関係市町村の公益の意義である。換言すれば市町村の事務に
して市町村組合又は町村組合に依り処理するに非ざれば、其の事務の完全な
る遂行を期し難く又は関係市町村の住民の福利を増進し若は不利を防止する
ことを得ずと認めらるるが如き場合を意味するのである。」

(3) 第 11 次逐条地方自治法（長野士郎、平成 5 年）

「それは、組合を組織して処理しなければ完全を期し難く、また、住民の福
祉を増進し若しくはその不利益を予防することができない場合、或いはそれ
程でなくとも、行政事務処理能力からみて組合の組織による方が結局関係市
町村及び特別区の利益になる場合であると、一般にいわれている。」

3 強制設立の廃止理由

参議院 第 129 回国会 地方行政委員会 第 7 号（平成 6 年 6 月 20 日）

吉田弘正自治省行政局長

・過去においては、昭和 44 年に埼玉県交通災害共済が設置をされたが、そ
れ以降活用の事例がない。今後、ほとんどこの種の活用が予想されない状況
です。

・都道府県が市町村の一部事務組合を強制設置することは、ほとんどその要
請も実益も現在はないのではないか。

・公益上の必要から一部事務組合を設けることが客観的に適当である場合は、
今回の改正で設けた知事による勧告制度を有効に活用すれば十分対応ができ
る。

埼玉縣市町村交通災害共済組合（現在は埼玉縣市町村総合事務組合に吸収）

昭和 44 年(1969) 4 月 1 日設立、平成 18 年(2006) 9 月 30 日廃止

埼玉県町村会から埼玉県に対し、埼玉県町村交通災害共済組合の強制設立に
ついての要望が出され、埼玉県により県内の町村を対象とした埼玉県町村交
通災害共済組合が設立された。

強制設立規定の沿革

	町村組合		市町村組合	郡組合	府県組合	都府県組合 (都市町村組合)	地方公共団体の組合(市町村・特別区の組合)
法律名	町村制		市制	郡制	府県制	都制	地方自治法
規定時期	明治21年	明治44年	明治44年	明治32年	大正3年	昭和18年	昭和22年
設立主体	監督官庁	府県知事	府県知事	府県知事	内務大臣	内務大臣	都道府県知事
意見聴取		町村会	市町村会	郡参事会	府県会	都議会、府県会(市町村会)	市町村議会・特別区議会(20以上のときは都道府県議会)
議決	郡参事会	府県参事会	府県参事会	府県参事会			
許可		内務大臣	内務大臣	内務大臣			
設立できる場合	法律上の義務を負担するに堪ふ可き資力を有せざるとき 他の町村と合併の協議が整わないとき 又は事情により合併を不便とするとき	公益上必要がある場合	公益上必要がある場合	共同処理させる必要がある場合	公益上必要がある場合	公益上必要がある場合	公益上必要がある場合

監督官庁(町村制第119条) 郡長 府県知事 内務大臣

参考

1 各組合の条文

町村組合

(1) 町村制(明治 21 年 4 月 25 日法律第 1 号)

第六章 町村組合

第一百六条 数町村ノ事務ヲ共同処分スル為メ其ノ協議ニ依リ監督官庁ノ許可ヲ得テ其町村ノ組合ヲ設クルコトヲ得

法律上ノ義務ヲ負担スルニ堪フ可キ資力ヲ有セサル町村ニシテ他ノ町村ト合併(第四条)スルノ協議整ハス又其事情ニ依リ合併ヲ不便ト為ストキハ郡参事会ノ議決ヲ以テ数町村ノ組合ヲ設ケシムルコトヲ得

第一百七条 町村組合を設クルノ協議ヲ為ストキハ(第一百六条第一項)組合会議ノ組織、事務ノ管理方法並ニ其費用ノ支弁方法ヲ併セテ規定ス可シ

前条第二項ノ場合ニ於テハ其關係町村ノ協議ヲ以テ組合費用ノ分担法等其他必要ノ事項ヲ規定ス可シ若シ其協議調ハサルトキハ郡参事会ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第一百八条 町村組合ハ監督官庁ノ許可ヲ得ルニ非レハ之ヲ解クコトヲ得ス

(2) 町村制改正法律(明治 44 年 4 月 7 日法律第 69 号)

第七章 町村組合

第二百九条 町村ハ其ノ事務ノ一部ヲ共同処理スル為其ノ協議ニ依リ府県知事ノ許可ヲ得テ町村組合ヲ設クルコトヲ得此ノ場合ニ於テ組合内各町村ノ町村会又ハ町村吏員ノ職務ニ属スル事項ナキニ至リタルトキハ其ノ町村会又ハ町村吏員ハ組合成立ト同時ニ消滅ス

町村ハ特別ノ必要アル場合ニ於テハ其ノ協議ニ依リ府県知事ノ許可ヲ得テ其ノ事務ノ全部ヲ共同処理スル為町村組合ヲ設クルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ組合内各町村ノ町村会及町村吏員ハ組合成立ト同時ニ消滅ス

公益上必要アル場合ニ於テハ府県知事ハ關係アル町村会ノ意見ヲ徴シ府県参事会ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得テ前項ノ町村組合ヲ設クルコトヲ得

(3) 町村制中改正法律(昭和 18 年 3 月 20 日法律第 81 号)

第 129 条第 3 項の改正

「第二百九条第三項ヲ左ノ如ク改ム

公益上必要アル場合ニ於テハ府県知事ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第一項ノ町村組合ヲ設クルコトヲ得

前項ノ町村組合ニ關シテハ本法ニ拘ラズ勅命ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クル

コトヲ得」

市町村組合

当初、市制(明治 21 年 4 月 25 日法律第 1 号)には規定がない。市制改正法律(明治 44 年 4 月 7 日法律第 68 号)により規定した。

第八章 市町村組合

第百四十九条 市町村ハ其ノ事務ノ一部ヲ共同処理スル為其ノ協議ニ依リ府県知事ノ許可ヲ得テ市町村組合ヲ設クルコトヲ得

公益上必要アル場合ニ於テハ府県知事ハ関係アル市町村会ノ意見ヲ徴シ府県参事会ノ議決ヲ経内務大臣ノ許可ヲ得テ全校ノ市町村組合ヲ設クルコトヲ得

市町村組合ハ法人トス

郡組合

郡制改正法律(明治 32 年 3 月 16 日法律第 65 条)で規定

第六章 郡組合

第百五條 特定ノ事務ヲ共同処理セシムル必要アル場合ニ於テハ府県知事ハ関係アル郡参事会ノ意見ヲ徴シ府県参事会ノ議決ヲ経内務大臣ノ許可ヲ得テ郡組合ヲ設置スルコトヲ得郡組合ノ廃止若ハ変更ニ付テモ亦同シ

第百六條 郡組合ヲ設置スルトキハ府県知事ハ関係アル郡参事会ノ意見ヲ徴シ府県参事会ノ議決ヲ経内務大臣ノ許可ヲ得テ郡組合会ノ組織事務ノ管理方法並其ノ費用ノ支弁方法其ノ他必要ナル事項ヲ定ムヘシ

第百七條 郡組合ハ法人トス

郡組合ニ関シテハ本章中規定スルモノヲ除ク外此ノ法律ノ規定ヲ準用ス但シ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルモノハ此ノ限りニ在ラス

郡制廃止に関する法律(大正 10 年 4 月 12 日法律第 63 号)で郡制廃止

府県組合

府県制改正法律(明治 32 年 3 月 16 日法律第 64 号)には府県組合に関する規定はなく、府県制中改正法律(大正 3 年 4 月 1 日法律第 35 号)で規定した。

第五章ノ二 府県組合

第百二十六條ノ二 府県ハ其ノ事務ノ一部ヲ共同処理スル為其ノ協議ニ依リ規約ヲ定メ内務大臣ノ許可ヲ得テ府県組合ヲ設クルコトヲ得

第百二十六條ノ三 府県組合ノ規約ニハ其ノ名称組合ヲ組織スル府県組合ノ共同事務組合会ノ組織事務ノ管理費用支弁方法其ノ他必要ナル事項ヲ定ムヘシ府県組合ノ事務ハ内務大臣ノ指定シタル府県知事之ヲ管理ス

第二百二十六條ノ四 府県組合ノ組合府県数ヲ増減シ共同事務ノ変更ヲ為シ其ノ他規約ヲ変更セムトスルトキ又ハ府県組合ヲ解カムトスルトキハ關係府県ノ協議ニ依リ内務大臣ノ許可ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テ財産処分ヲ要スルトキハ其ノ財産処分ニ付亦同シ

第二百二十六條ノ五 前三条ノ場合ニ於テハ府県知事ハ府県会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

第二百二十六條ノ六 公益上必要アル場合ニ於テハ内務大臣ハ關係アル府県会ノ意見ヲ徴シ府県組合ヲ設ケ若ハ之ヲ解キ組合規約ヲ定メ若ハ之ヲ変更シ又ハ財産処分ノ方法ヲ定ムルコトヲ得

第二百二十六條ノ七 府県組合ニ關シテハ法律勅令中別段ノ規定アル場合ヲ除ク外府県ニ關スル規定ヲ準用ス但シ府県組合ニハ参事会ヲ置カス其ノ権限ニ屬スヘキ事項ハ組合事務ヲ管理スル府県知事之ヲ行フ

都府県組合・都市町村組合

(1) 都制（昭和 18 年 6 月 1 日法律第 89 号）

第一百七十三条 都ト府県又ハ都外ノ市町村トガ其ノ事務ノ一部ヲ共同処理スル為組織スル組合ノ設置、管理其ノ他必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム前項ノ組合ハ法人トス

(2) 東京都制施行令（昭和 18 年 6 月 19 日勅令第 509 号）

第 113 条 公益上必要アル場合ニ於テハ内務大臣ハ都議会及關係府県会ノ意見ヲ徴シテ都府県組合ヲ設ケ若ハ之ヲ解キ、組合規約ヲ定メ若ハ之ヲ変更シ又ハ財産処分ノ方法ヲ定ムルコトヲ得

第 115 条 第九條乃至前條ノ規定ハ東京都制第一百七十三条ノ規定ニ依ル都市町村組合ニ之ヲ準用ス

地方公共団体の組合

(1) 地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

第三節 地方公共団体の組合

第二百八十四条 普通地方公共団体並びに特別市及び特別区は、第三項の場合を除く外、その事務の一部を共同で処理するため、その協議により規約を定め、都道府県にあつては内務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、地方公共団体の組合を設けることができる。（これを一部事務組合という。）この場合において、組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、組合の成立と同時に消滅する。

町村は、特別の必要がある場合においては、その事務の全部を共同処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、町村の組合を設けることができる（これを全部事務組合という。）。この場合において、組合内の各町村の議会及び執行機関は、組合の成立と同時に消滅する。

町村は、特別の必要がある場合においては、役場事務を共同処理するため、第一項の例により、町村の組合を設けることができる（これを役場事務組合という。）。この場合において、組合内の各町村の執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、組合の成立と同時に消滅する。

公益上必要がある場合においては、都道府県知事は、政令の定めるところにより、第一項の規定による市町村及び特別区の組合を設けることができる。

前項の市町村及び特別区の組合に関しては、この法律にかかわらず、政令で特別の規定を設けることができる。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

第三章 市町村及び特別区の組合

第二百十一条 公益上必要がある場合においては、都道府県知事は、関係市町村及び特別区の議会に諮って規約を定め地方自治法第二百八十四条第一項の規定による市町村及び特別区の組合を設けることができる。

前項の場合において関係市町村及び特別区の数に二十以上であるときは、都道府県知事は、市町村及び特別区の議会に代え都道府県の議会に諮って規約を定め、市町村及び特別区の組合を設けることができる。

前項の規定による組合に関しては、地方自治法第二百八十九条の規定にかかわらず、本章に定めるところによる。

(3) 地方自治法の一部改正（平成 6 年法律第 48 号）で強制設立の規定を削除（広域連合に関する改正のとき、平成 6 年 6 月 29 日公布）

「第二百八十四条の前に見出しとして「(組合の種類及び設置)」を付し、同条第四項及び第五項を削り」

2 注釈

「法律上ノ義務ヲ負担スルニ堪フ可キ資力ヲ有セサル町村」の意義

「法律上ノ義務即チ政府ヨリ命令セラレ又ハ委任セラレタル所ノ事務ヲ挙行スルニ堪エサル町村ヲ云フナリ」

（「市町村制註釈」坪谷善四郎、博文館発行、明治 21 年、3 版）

「公益上必要ある場合」の意義

(1) 市制町村制逐条示解

五十嵐鉦三郎、松本角太郎、中村淑人著（自治館発行、昭和5年改定58版）

「『公益上必要アル場合』とは如何ナル場合ナルカ是一二府県知事の認定ニ待タサルヘカラス「関係アル市町村会（町村会）ノ意見ヲ徴シ」トハ府県知事ニ於テ単ニ之ヲ参考ト為スニ止マリ必スシモ其ノ意見ヲ採用セサルヘカラスルモノニ非ス又府県参事会ノ議決ヲ經ルヲ要スルハ府県知事ノ单独処分ニ委セス上級自治機関ノ意思ニ依ラシメントスルノ趣旨ニ出ツルモノナリ斯ノ如ク其ノ手續ヲ鄭重ニセル所以ノモノハ畢竟關係市町村又ハ町村ノ意思ニ反シテ之ヲ設置スルモノナルカ故ナリ従前ノ規定ニ依レハ強制組合ノ設置ニ付テハ更ニ内務大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要シタルモ強制組合ノ設立ニ付テハ府県知事ニ於テ慎重調査シ各關係機関ノ意見ヲ徴シ処理スルモノナルヲ以テ事務簡捷ノ主旨ニ依リ内務大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要セサルコトトセリ」（p.895-6）

(2) 逐条市町村制提義（入江俊郎、古井喜實、昭和13年）

「或事務に付市町村組合をして経営せしむることが結局公益上必要ありと認める場合なることを要する。之が認定は監督官庁なる府県知事が客觀的標準を考慮して之を為すのである。「公益」とは、關係市町村の公益の意義である。換言すれば市町村の事務にして市町村組合又は町村組合に依り処理するに非ざれば、其の事務の完全なる遂行を期し難く又は關係市町村の住民の福利を増進し若は不利を防止することを得ずと認めらるるが如き場合を意味するのである。併し地元方面の意見を明らかにする必要がある事柄であるから、強制設立に付いては必ず關係ある市町村会の意見を徴し且府県参事会の議決を経ることを要する。市町村会の意見は参考として之を聞くので必ずしも其の意見に拘束される必要はないが、府県参事会には設立の旨の議案を提出しその可決が得られなければ知事は強制設立を為し得ないことになっている。」

(3) 第11次逐条地方自治法 長野士郎（平成5年5月）

「この強制設立は、都道府県知事が「公益上必要がある場合」と認定したときにはじめて許されるものであって、それは、組合を組織して処理しなければ完全を期し難く、また、住民の福祉を増進し若しくはその不利益を予防することができない場合、或いはそれ程でなくとも、行政事務処理能力からみて組合の組織による方が結局關係市町村及び特別区の利益になる場合であると、一般にいわれている。なお、都道府県知事は、議会に諮るのであるが、これは、単に議会の意思を問うだけで、これに拘束されるものではない。立法論として、このような強制設立の手續は再考に値すると思う。」

3 国会答弁

一部事務組合の強制設立の廃止理由（参議院第129回国会地方行政委員会第7号平成6年6月20日）

[一部事務組合の強制設置の制度を廃止して、勧告の制度に改めた理由及び改正の実益は何か]

鎌田要人君（自民党） 次に、市町村及び特別区の一部事務組合の強制設置にかかわる制度を廃止いたしまして勧告の制度に改めているようでございますが、その理由並びに改正の実益をお伺いいたしたいのでございます。

政府委員（吉田弘正君、自治省行政局長） 今回の地方自治法改正で、従来ございました一部事務組合の強制設置の規定を廃止しております。

従前、都道府県知事によります一部事務組合の強制設置の制度は、過去におきまして都道府県を単位とします恩給組合の設置等について活用された例がございます。ただ、昭和四十四年に埼玉県交通災害共済というものがこの規定で設置をされましたけれども、それ以降活用の事例がございません。今後ほとんどこの種の活用が予想されないというような状況でございます。

また、このような強制設置の手続については、そもそも市町村自治というものの尊重の点からこれを再考すべきではないかというような意見もございました。さらに、現在の都道府県と市町村の関係を考えますと、都道府県が市町村の一部事務組合を強制設置するというようなことについては、ほとんどその要請も実益も現在はないのではないかというふうに判断をいたしているわけでございます。

そこで、今後は、公益上の必要から一部事務組合を設けることが客観的に適当であるというふうに考えられる場合におきましては、今回の改正で設けました知事による勧告制度を有効に活用していただければ十分対応ができるのではないかというふうに考えまして、今回、従前の強制設置の制度を廃止いたしまして、勧告の制度に改めるということにいたしました次第でございます。

上記は国立国会図書館のホームページ（国会会議録）

<http://www.ndl.go.jp/jp/data/diet.html> を参考に作成しました。